

中小企業あきた

1 組合役職員事務セミナーを開催！ 1

～年度末の事務処理等について～

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ○中小企業組合等支援施策情報..... 3 | ○話題の広場 |
| ○景況レポート2月分 5 | 中央会事業より..... 6 |
| | インフォメーション..... 6 |
| | 支援団体活動レポート..... 7 |
| | 組合ティールーム..... 8 |
| | 人事異動のお知らせ..... 9 |

4
APRIL.2012



TOPICS 1

トピックス SPECIAL FEATURES

組合役職員事務セミナーを開催！

～年度末の事務処理等について～



【組合役職員事務セミナーの様子】

3月16日(金)、秋田市の秋田キャッスルホテルにおいて、「組合役職員事務セミナー」を開催しました。セミナーでは、宇佐見康伸税理士事務所所長宇佐見康伸氏を講師として『年度末の決算処理と税務申告について』と題し、事例を交えながら事業年度末における決算関係書類の作成や税務申告等の諸届出について解説していただきました。

また、本会職員からは、登記及び届出等の諸手続とその要点について説明を行いました。今月号では、年度末の事務処理等に関する留意点を掲載します。

■年度末の事務処理等に関する留意点について

【出資の総口数及び払込済出資総額変更について】

組合員の加入・脱退等により、出資の総口数及び払込済出資総額に変更が生じた場合は、毎事業年度末日現在の出資口数及び払込済総額を、当該年度が終了した日から**4週間以内**に法務局へ変更登記申請が必要です。

※ 登記の際の注意事項

平成23年度より、商業登記ができるのは秋田地方法務局本局のみとなっております。

法務局にて登記申請を行う方は、これまでと同様の手続きですが、遠方の方は、**郵送による申請も可能**となっております、その際、同封するものについては次のとおりとなります。

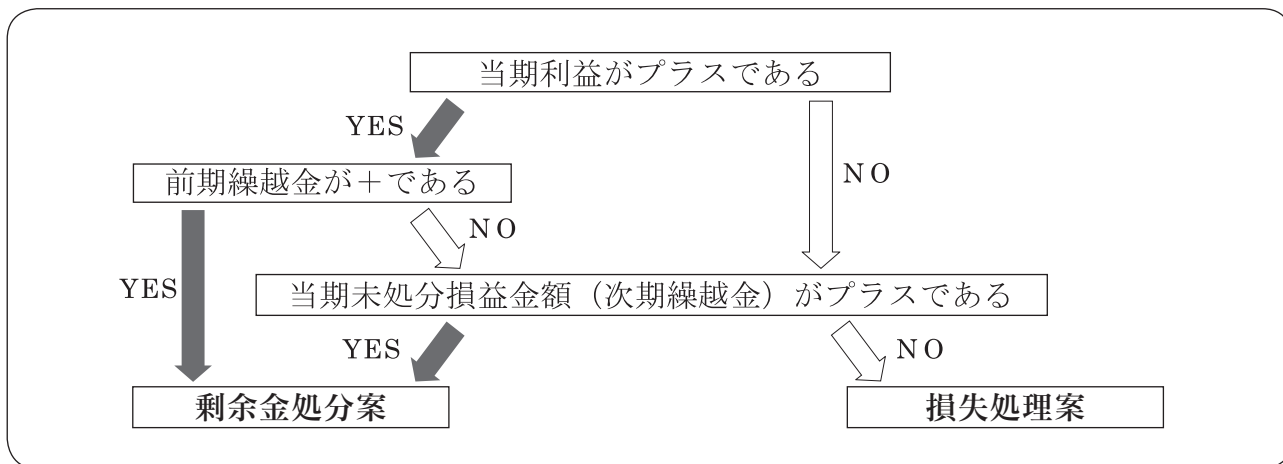
【同封するもの】 (出資の総口数及び払込済出資総額変更の場合)

・変更登記申請書 ・監事の証明書

【送付先】 秋田地方法務局(本局) 商業登記取扱事務

〒010-0951 秋田市山王七丁目1番3号秋田合同庁舎 ☎018-862-1174

■決算関係書類作成時の「剰余金処分案」と「損失処理案」の違いについて



当期末処分損益金額(次期繰越金)が0円以上なら**剰余金処分案**となります。一方、マイナスの場合には**損失処理案**になると覚えておくと便利です。

なお、当期末処分損益金額がマイナスの場合に組合積立金の取崩を行い、これにより合計金額がプラスになる場合は、**剰余金処分案**となりますのでご注意ください。

■平成24年度税制改正のポイント

中小企業関係の主なものでは、(1)中小企業投資促進税制の拡充・延長(2)中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の延長等となっています。

【中小企業関係の主な項目】

(1) 中小企業投資促進税制の拡充・延長

○中小企業者等が一定の設備投資やIT投資等を行った場合に税額控除(7%)または特別償却(30%)の選択適用を認める措置。

<改正概要>

中小企業投資促進税制について、対象資産に製品の品質管理の向上に資する試験機器等を追加するとともに、デジタル複合機の範囲の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

(2) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例が延長

○中小企業者が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)を認める制度。

○本制度により、中小企業者における、①償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減②パソコン等の少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図る。

<改正概要>

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期間を2年延長する。

※中小企業軽減税率は、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から、現行の特例による税率を3年間の措置として18%から15%に引き下げられます。併せて、東日本大震災の復興財源を確保するため、平成24年4月から3年間「復興特別法人税」として、法人税額に10%上乘せされます。

【適用期間】3年間(平成26年度末まで)